

つくしだより



平成26年8月号

東京都精神障害者家族会連合会

(東京つくし会)

〒156-0056 世田谷区八幡山

3-33-1 林マンション301

TEL/FAX:03-3304-1108

http://www4.ocn.ne.jp/~tsukush/

発行者 眞壁 博美

2014.8.15 第290号

平成27年度東京都予算要求 要望書を提出しました！

都連副会長 植松和光

7月14日(月)午後1時に都庁に集合し簡単な打ち合わせの後、都庁第一庁舎25階の会議室にて午後1時30分から2時30分まで、都福祉保健局を中心とする要望書の提出と説明。当日は17単会27名もの皆さんが参加してくれました。都からは、福祉保健局障害者施策推進部から精神保健・医療課長斎藤善照氏をはじめ11名、保健政策部医療助成課から1名の職員が出席、産業労働局から雇用就業部就業推進課から1名出席、都市整備局住宅政策推進部住宅政策課、同都営住宅経営部経営企画課、同住宅整備課からそれぞれ1名の職員が出席しました。



私達の要望は、アウトリーチ体制の整備と早期の実現(未治療や治療困難者、退院後の医療へ繋げるための対策の確保)訪問診療・訪問看護

の充実(通院困難者、病識のない精神疾患患者への対応)精神科救急医療体制の整備(24時間365日対応できるシステムを作ること、夜間・休日の診療体制の整備)相談窓口の充実(夜間・休日の相談する場所の充実)身体疾患合併患者への対応(身体疾患合併精神障害者の一般医療機関での受診を受け入れ指導の徹底)診断書作成費用の助成(自立支援医療費、精神保健福祉手帳、障害者年金等の申請時に添付する診断書料を都で助成)GHの増と充実(精神障害者の高齢化、合併症を持った障害者をケアできるGHの設置及びGHの増)短期入所事業の充実(入院までは至らない、家族との距離を取りたいなどとても有効な事業です、引き続き実施を)民間賃貸住宅への入居支援(単身障害者の場合保証人で民間住宅への入居が困難な場合があります。すべての区市町村で公的保証人制度を実施するよう都が指導を)また、賃貸住宅へ入居する場合、敷金・礼金等沢山の費用が必要、家賃補助も含め安心して入居できるような支援(都営住宅等公営住宅への優先入居を、単身障害者の優遇入居

枠を設けて)他障害との格差是正(東京都心身障害者福祉手当、東京都心身障害者医療費助成、民営鉄道運賃の格差是正を積極的に推進してください)自立支援協議会への支援(協議会は地域福祉の充実を構築していく上でとても大事な機関です、交流会や事例の提供等支援を)都民への啓発活動(都の広報誌、TV、ラジカ等で精神保健福祉に関する広報を)就労支援(企業の精神障害者の雇用義務化の一日も早い実施を国に求めてください。また、都機関での就労を積極的に行ってください)家族会活動支援(家族会は半公的機関です、是非財政的支援を)午後2時30分から3時30分まで都教育庁に対して要望書の提出と説明。教育庁からは総務部から2名出席しました。要望内容は、中学卒業までに学校教育で精神疾患の知識を身につけさせること。教職員に対する研修の充実、保護者・学校関係者の早期発見・早期治療に結びつく教育環境を切に要望しました。以上が私達が要望した内容です。次号では具体的な回答内容をお知らせいたします。

6・26日比谷集会後の「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会」(7月1日開催)について

都連副会長 松沢 勝

最終的な取りまとめ案は、樋口座長一任となった。以下は、暫定とりまとめ案の要約である。(字数の制限があるため詳細な議論は省略)

○総論

(1) 1年以上の長期入院精神障害者は約20万人であり(入院中の精神障害者全体の約3分の2)そのうち毎年約5万人が退院しているが、新たに毎年約5万人の精神障害者が1年以上の長期入院に移行している。

(2) 長期入院精神障害者の地域移行及び精神医療の将来像実現のための病院の構造改革が必要である。以下が今回の賛成、反対両派の議論が分かれた箇所である。

○病院の構造改革の方向性

精神病床については、4分類あり、精神科救急・急性期・回復期の精神障害者、重度かつ慢性の患者の病床である。この内、入院医療の必要性が低い精神障害者が、本来は生活の場ではない病院という医療の場を居住の場としている状態は、精神障害者本人の権利擁護の観点、精神医療の適正化の観点から、本来のあるべき姿ではない。しかし、資源の有効活用をすべしとの病院の判断により、医

療法等の関係法令を遵守した上で、以下①②のいずれの選択肢も考えたい。

① 医療を提供する施設等としての活用(精神科救急・急性期病床、重度かつ慢性等の精神障害者に医療を提供する病床、外来・デイケア、アウトリーチ、訪問診療・看護等の施設)

② 医療を提供する施設等以外としての活用(居住の場)グループホーム、民間の賃貸住宅等

○病棟転換を認める主な理由をまとめると(岩上構成員他) 退院に向けた支援を徹底して実施してもなおお本人の自由意思として退院意欲が固まらない人が存在することから、本人の意向に沿った選択肢の1つとして、本来目指すべき地域生活への段階的な移行を進めるための手段として、認めるべきという意見であった。

○他方、認めない主な理由をまとめると(柏木構成員他)・精神障害者は病院と同じ建物内や敷地内にいる限り、その自由意思は担保されず、地域生活とは言えない生活を強要される懸念があるため、認めるべきではない

・病院による精神障害者の抱え込みとなる懸念があるため、認めるべきではないという意見であった。

○なお、伊澤構成員他からは居住の場としての活用は権利条約違反であり絶対否との意見もあった。

☆平成26年度評議員会が開催されました☆
理事 塚本邦之

6月20日(金)午前10時より、世田谷区立烏山区民会館において開催されました。

野村会長の開会のあいさつに続き、来賓の都議会厚生委員長松葉多美子氏をはじめ、7名の方のあいさつをいただきました。

国立シユロの会の植松氏を議長に選出し、会議は始められました。評議員の出席は51名、委任状提出は16名で会議は成立しました。議案の平成25年度事業・活動報告、決算報告がそれぞれ担当理事から説明がありました。訂正の指摘があり、これに関しては、書面にてお知らせすることで了解を得、議案は可決されました。続いて平成26年度の事業・活動計画と予算についても了承を得、可決されました。

最後の議案は役員改選です。このたび、長年都連の活動に尽力された会長の野村氏、副会長の小笠原氏、石川理事、三浦理事が辞められることになり、花束贈呈で感謝の意を表しました。新しい理事として、北区飛鳥会の後藤勝代氏が紹介され、新会長に眞壁氏、副会長に植松、川崎、本田、松澤各氏と会計松原氏が新役員として了承され、眞壁新会長の閉会のあいさつで今年度の評議員会は無事に終了いたしました。

東京都家族会連合会（東京つくし会） 講演会の報告

都連理事 鈴木孝男

平成26年6月20日東京つくし会評議員会

後講演会を企画した。障害者雇用促進法改正を受け、労働問題と精神障害者問題に理解のある清水弁護士に精神障害者の雇用問題について講演を依頼し、「精神障がい者の就労する権利について―障がいが重くても就労できる社会の実現」のテーマで行った。清水建夫弁護士は現在銀座通り法律事務所で「働く障害者の弁護団」「働くうつの人のための弁護団」「NPO法人障害児・者ネットワーク」を主宰している。過去では四大公害病の一つ、富山県で発生した「イタイイタイ病」弁護団に加わり、被害者・家族・遺族らの運動を基本とする公害訴訟を行い、全家連自己破産問題では家族会を擁護する立場で問題処理に奔走してくれた社会派弁護士として活動している。

今回の講演では「自身の精神的に不安定だった少年時代のことを告白しつつ、精神的疾患は他人事ではなく、全ての人にとって身近な問題だと話され、精神障害は疾患の問題だけではなく発病後、社会から遠ざけられたことによる社会機能・職業機能の低下から発

生する社会的問題が大きい。そのため精神障害を固定的、画一的に決めつけず、社会参加の可能性を信じ、社会から遠ざからず、ポジティブに社会に向き合う姿勢と、それを支援する運動が必要と話をする。

平成25年6月の法改正で雇用分野における「障害者に対する差別の禁止」及び「障害者が職場で働く上での障壁を除去するための措置（合理的配慮の提供）」を定め、平成28年4月に施行される。「精神障害者の雇用義務」もようやく法定された。法施行に対し日本経団連事務局の猛反対があり、その結果、精神障害者の雇用義務化の実施日が平成30年4月と遅れ、更に訳の分からない「激変緩和」という名目のもとに平成30年4月から更に5年間政令で法定雇用率算定の原則を大幅に低く設定することができるとした。

精神障害者の現在の雇用状況は、働き盛りの精神障害者70人に一人しか働いていないのが現実で、その中にも、企業採用後に精神障害者に認定された労働者が相当数含まれている。このように精神障害者は雇用の場からはじき出されているのが実情である。しかし、統計的にみると平成18年から23年で精神障害者の雇用は著しく増加し、雇用精神障害者数が579.2%増である。その上採用

経験のある企業は「精神障害者雇用に積極的

に取り組みたい」「得意分野を活かし戦力となつていく」と好意的意見を述べていると話された。

精神障害者雇用を前進させるため今後の展望として、精神障害者は人口減少の中で重要な働き手になることを前提に、今の雇用化の流れを止めずに動きを一層加速化させるためには精神障害者の当事者及び家族団体が支援グループと一体となり運動化させていかなければ非常に困難な状況に遭遇する可能性を秘めているとまとめた。

清水弁護士はイタイイタイ病の公害訴訟運動の経験から権利の確保をするための運動は当事者・家族が主軸に立ちながら弁護団も含めた支援グループと連携し、運動を展開していく重要性を訴えていた。これからは全国の家族会組織みんなねつとが主体となり全国的運動を視野に入れ、精神障害者雇用義務化の早期実施と法定雇用率の根拠のない引き下げに反対する運動を国民運動として行い、東京つくし会も共催し運動を展開する必要性を感じた。



☆賛助会費☆ (敬称略)

伊勢田堯	小林 永子	土屋 米子	戸島 絹江	高円寺クリニック	柳沢クリニック	くるみクリニック	秋川病院	天下堂医院	幸仁クリニック	北小岩診療所	竹村 堅次	北千住旭クリニック	代々木の森診療所	杉山クリニック	中山クリニック	明神下森診療所	大倉診療所	多摩病院	石井メンタルクリニック	吉田 晴哉	アーツクリニック大崎	上杉クリニック	横山クリニック	こまごめ緑陰診療所	栗洲 美紀	あきる台病院	野田 順子	ありがとつにぎひます。
2	3	2	2	5	5	5	1	5	5	2	1	5	5	5	5	5	5	1	5	5	5	5	5	5	5	2	0	0
000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

講演会のお知らせ

☆日程：9月3日(水)「みんなで考えよう!!『精神科病棟転換型居住系施設』とは？」
 ゲスト：杏林大学教授 病棟転換型居住系施設について考える会代表 長谷川 利夫氏
 主催：NPO 法人エルプ・杉並家族会 問い合わせ：あおば福祉会 TEL：03-3392-7946

☆日程：9月13日(土)「笑顔が街にあふれる 地域に～共生社会に向けて～」
 講師：精神医療サバイバー(回復者) 広田 和子氏 主催：FHMの会 TEL：080-9033-4048

☆日程：9月13日(土)「保健センターの家族相談と医療・福祉の連携」(仮題)
 講師：新宿区四谷保健センター 保健師 鈴木 多恵子氏 主催：新宿フレンズ TEL：03-3987-9788

☆日程：9月27日(土)「人が『回復する』ということ
 ～家族として精神科医として伝えたいこと～」
 講師：精神科医 夏苺 郁子氏 主催：世田谷さくら会 TEL：03-3308-1679



※参加申込み、お問い合わせは、それぞれの主催者までお願いします。

編集後記

平成26年度対都要望活動は今迄で一番多い参加者27名が一堂に会して、7月14日に行われた。多摩ブロックの方々はじめ、遠方よりご参加いただいた皆さま、本当にお疲れ様でした。

当日は、都庁第1本庁舎の1階ロビーに集合してから解散まで約2時間、同庁舎25階の会議室で、長年家族会が要望し続けている課題を説明してほぼ例年通りの回答結果を得た。正直なところ、継続は力なりというが今後、都が姿勢を変えることはあるのか。前進と思える回答を得るにはどう工夫すべきか。精神障害者の社会資源は各地に整備されている。数も種類も増えてきた。だが精神障害者が地域で暮らすには依然としてハードルが高い。

だから諦めるわけにはいかない。何度失望しても要望が実現するまで繰り返す。施策の不備を家族や現場の職員が懸命に繕って支え続けているのだから。

巨大な都庁舎を見上げてどうすれば届くのか、不可能なはずはない。そう信じる。

都連理事 徳山尚子



つくしだよりは赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています。